

会議名	春の交通安全運動に関する全体ミーティング					作成日	2020年4月1日	
日時	2020年4月1日		10:00	~	11:00	作成者(回覧時戻り)	運行部	
						場所	本社2階会議室	
テーマ	・令和2年度春の交通安全運動について ・受動喫煙防止対策義務化について			資料	春の交通安全運動(内閣府) 春の交通安全運動(茨城県交通対策協議会) 受動喫煙防止対策義務化(茨城県保健福祉部)			
出席者 および回 覧範囲	乗務員	26名					指導主任者検印	
	ガイド	3名						
	管理部	3名						
	営業部	4名						
	運行部	4名						
議事	○ 令和2年度春の交通安全運動について(期間 4月6日～4月15日)  (1)子供を始めとする歩行者の安全の確保  (2)高齢運転者等の安全運行の励行  (3)自転車の安全利用の推進  ※4/10は「交通事故死ゼロを目指す日」							
	○ 受動喫煙防止対策の義務化について(2020年4月1日～施行)  ①望まない受動喫煙をなくす  ②受動喫煙の影響が大きい子どもや患者等に特に配慮(原則敷地内禁煙)  ③施設の類型・場所ごとに対策を実施  ※施設ごとに義務化され、バスは車内禁煙になります							
	 							